



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 林兼産業株式会社
代表者名 取締役社長 熊山 忠和
(コード番号 2286 東証第一部)
問合せ先 管理本部総務部長 小野 康之
(TEL. 083 - 266 - 0210)

単元株式数の変更および株式併合ならびに これらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 27 日開催予定の第 77 期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、その趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。また、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記のとおり、「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式併合に関する議案が平成 28 年 6 月 27 日開催予定の第 77 期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

2. 株式併合

(1) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法 平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 2千万株（併合前：2億株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	89,100,000株
株式併合により減少する株式数	80,190,000株
株式併合後の発行済株式総数	8,910,000株

⑤併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等の変動しませんので、1株当たりの純資産額が10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

⑥併合により減少する株主数

下記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10株未満の株式のみを所有されている株主様67名（その所有株式数の合計は140株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、当社に対して単元未満株式の買い取りまたは買い増しを請求することが可能です。

【平成28年3月31日現在の株主構成の割合】

	株主数（構成比）	所有株式数（構成比）
10株未満所有株主	67名（0.8%）	140株（0.0%）
10株以上所有株主	8,132名（99.2%）	89,099,860株（100.0%）
合計	8,199名（100.0%）	89,100,000株（100.0%）

⑦1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにより一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 併合の条件

平成28年6月27日開催予定の第77期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2. に記載の株式併合に関する議案が平成28年6月27日開催予定の第77期定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成28年5月13日 取締役会決議日
平成28年6月27日(予定) 第77期定時株主総会決議日
平成28年10月1日(予定) 単元株式数の変更および株式併合ならびに定款一部変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるのは平成28年9月28日からとなります。

以上

添付資料 (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数変更、株式併合の目的はなんですか。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は東京証券取引所に上場する会社としてその趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当社では単元株式数の変更にあわせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。単元株式数変更および株式併合の効力発生日前後におけるご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,800株	1個	180株	1個	なし
例③	582株	なし	58株	なし	0.2株
例④	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記例③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により、全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生（平成28年10月1日）前に、単元未満株式の

買い取りまたは買い増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株主様をご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の10分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、1株当たりの株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

【株式併合前後における資産価値の推移のイメージ】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり純資産額	資産価値		株式数	1株当たり純資産額	資産価値
1,000株	50円	50,000円		100株	500円	50,000円

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成28年6月27日 定時株主総会開催日

平成28年9月27日 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成28年9月28日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成28年10月1日 単元株式数の変更および株式併合ならびに定款一部変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人（お問い合わせ先）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

電話番号 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上